

## 第一種使用規程承認申請書

平成16年 6月22日

厚生労働大臣 坂口 力 殿  
環境大臣 小池 百合子 殿

申請者 氏名 九州大学病院  
病院長 水田 祥代 印

住所 福岡市東区馬出3丁目1番1号

第一種使用規程について承認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律第4条第2項（同法第9条第4項において準用する場合を含む）の規定により、次のとおり申請します。

<p>遺伝子組換え生物等の種類の名称</p>	<p>ヒト塩基性線維芽細胞増殖因子 (hFGF-2) を発現する非伝播性の遺伝子組換えセンダイウイルス (SeV/dF-hFGF2)</p>
<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容</p>	<p>治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法</p>	<p>治療施設の所在地：福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号 治療施設の名称：九州大学病院</p> <p>(1) SeV/dF-hFGF2 溶液は、容器に密封後、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベル実験室内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の SeV/dF-hFGF2 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 レベル実験室内の安全キャビネット内で行う。SeV/dF-hFGF2 希釈溶液の保管は、P2 レベル実験室内の冷凍庫において行う。なお、SeV/dF-hFGF2 希釈溶液又はその凍結品を開放系区域を通して他の P2 レベル区域に運搬する場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。</p> <p>(3) SeV/dF-hFGF2 溶液 (希釈溶液を含む。) を廃棄する際には、滅菌処理を行った後、本施設で定められた感染性廃棄物処理規程 (以下「感染性廃棄物処理規程」という。) に従い廃棄する。</p> <p>(4) 被験者に対する SeV/dF-hFGF2 の投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った個室 (以下「クリーンルーム」という。) 内において、閉塞性動脈硬化症あるいはバージャー病患者の下肢骨格筋の中に SeV/dF-hFGF2 希釈溶液を直接注射することにより行う。SeV/dF-hFGF2 投与に用いた注射針、注射器、ガーゼ、滅菌シート等は使い捨てとし、クリーンルーム内で適切に消毒を実施した後、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄する。</p> <p>(5) 投与後1週間まで、被験者をクリーンルーム内で管理し、検査等の理由で被験者が一時的にクリーンルーム外の開放系区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等ウイルス漏出予防措置を義務付ける。</p> <p>(6) クリーンルームにおける管理期間中の被験者の排泄物等 (血液、体液、尿及び糞便等) は、クリーンルーム内で適切に消毒を行い、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄する。なお、臨床検体として使用する被験者の排泄物等の取扱いは、上記 SeV/dF-hFGF2 溶液の取扱いに準ずる。</p> <p>(7) クリーンルームにおける管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、クリーンルーム内で適切に消毒を実施した後、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄するか、又はクリーンルーム内で十分洗浄する。</p> <p>(8) クリーンルームにおける被験者の管理を解除する前に、被験者の血液及び尿中のSeV/dF-hFGF2が陰性であることを確認する。SeV/dF-hFGF2が確認されたときは、クリーンルームにおける管理を継続する。</p> <p>(9) クリーンルームにおける管理解除後に被験者の血液又は尿中からSeV/dF-hFGF2が検出された場合には、直ちに被験者をクリーンルームにおける管理下に移し、上記(5)から(8)までと同様の措置を執る。</p>